

## 府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城南地域】《山城南土木事務所》

受付番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）	技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由（欄外：対象番号を記入）	公共事業としての必要性	地域づくりとの整合性	技術上の適合性	速効性					
48	道路	国道163号	南山城村	旧163の敷地を歩道にする。事故防止の為、交通安全灯の設置。	不明	×	府管理区間外							実施しない	技術審査のとおり	村道に移管済み
53	道路	府道相楽台桜ヶ丘線	木津川市	兜台2、3丁目 自歩道について表示や構造物で自転車と歩行者を分離	なし	○		○	○	×	○	×	○	実施する②	技術審査のとおり	公安委員会など関係機関との協議、調整が必要。
82	道路	精華大通り	精華町	自転車道の整備	なし	○	学研エリアとして、自転車ネットワーク等面的な検討が必要。	○	○	○	×	×	×	実施しない	技術審査のとおり	・学研エリアとして、自転車ネットワーク等面的な検討が必要。
83	道路	精華大通り	精華町	自転車専用ブルーゾーンの設置	なし			○	○	○	×	×	×	実施しない	技術審査のとおり	

## ◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

## ◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

## 【技術審査結果】

- ・実施する①…緊急性大
- ・実施する②…緊急性中
- ・実施する③…緊急性小
- ・他事業で実施
- ・実施しない